

前文
市の憲法として 持続発展性のある地域社会 (目指すべき未来)
権利と責任のバランス 共に責任を果たす市民像

第1章 総則
§1 目的
市民主権
市民と行政と議会 関係の明確化
§2 条例の位置づけ
最高規範性 (この条例の位置付け)
§3 定義
市民とは 責務
コミュニティとは 責務
行政とは 責務 (弱者に配慮して公平性を確保を含む)
協働とは
参画とは
§4 基本原則 (理念)
情報共有の原則
過程明示の原則
参加・協働の原則
定義は整理しておかないと、以降の委員会が成文化しにくくなる (本文ではなく解説で扱うべきか?)

凡例
赤字 自治基本条例で必須と思われる項目
青字 項目の中のキーワード
緑字 章の課題
会議の結果、決定した項目
ワークショップ等で出た項目のうち、未決定のもの
他自治体の条例をみて含めた方がよいと思われる項目
必要性に乏しい項目
x 会議の結果、試案 (v2.1) から変更された部分

第2章 市民主権と協働
§5 市民参加の権利
サービスを受ける権利+公平公正な参加の機会
積極的参加の推進
§6 権利の行使と責任の履行
バランス
結果だけから過程への参加
§7 市民の知る権利
現状、課題、可能性、案、決定、結果、検証
§8 情報公開制度
情報公開条例
§9 個人情報保護制度
§10 市民参加の機会
公聴制度 (パブリックコメント)
§11 市民 (パートナー) の育成
地域コミュニティ協議会の活用
公募委員の要件
§12 住民投票
具体的要件は別途定める条例に委ねる
市長も発議可能
§13 総合計画 (まちづくり) の位置づけ
作成過程での市民参加 (中途判断含む)
市民の参加と検討手順
§14 中途判断 (やり直し)
実施・計画途中で年度末に客観判断する機会

第2章に關係する主な制度
高松市情報公開条例
高松市行政資料閲覧規程
高松市個人情報保護条例
平成20年度地域まちづくり交付金等交付要綱
高松市地域コミュニティ構築に係る支援事業補助金交付要綱
高松市地域コミュニティまちづくり活動支援事業補助金交付要綱
NPOと行政との協働に関する基本計画
NPOと行政との協働を進めるための指針
高松市協働企画提案事業実施に関する要綱
高松市安全で安心なまちづくりに関する条例
高松市都市景観条例
高松市総合計画の策定および実施規定
高松市総合計画まちづくり戦略計画策定要領
高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針
高松市における審議会等委員への女性の登用推進要綱

第3章 行政の役割と責務
§14 市長の職責
§15 行政組織の編成
横断体制 プロジェクト制
§16 職員倫理と意識
職員の責務 法令遵守
§17 行政の意思決定
過程開示 政策案公表
§18 人事評価
§19 クレーム処理
苦情等に対して速やかに誠実に対応
§20 行政の説明責任
過程の情報、結果の開示
わかりやすさ、財政状況の説明
§21 弱者救済と公平の確保
不利益救済までいれる?
§22 安全安心の優先確保
危機管理体制
災害時の市債 積立取り崩し
災害時には §21 財政運営の
項目の例外として迅速に対応

第4章 議会の役割と責務
§27 議員の職責
市民との関係
発言と活動の自由と職責重視
自己利益誘導の禁止
冠婚葬祭・祝儀不祝儀の禁止
§28 議会 委員会の情報公開
議会はもとより諸委員会の原則公開
§29 議員の研修 研鑽
研鑽と報告
市長 議員の交際費 研修費 交通費

第3章に關係する主な制度
高松市長の資産等の公開に関する条例
高松市事務分掌条例
高松市職員服務規程
高松市人材育成基本方針
さわやかサービス
高松市職員の懲戒処分の基準
飲酒運転防止対策基本マニュアル
市民相談
市長への提言
市政出前ふれあいトーク
高松市公益通報処理要綱
高松市行政手続条例
高松市聴聞に関する規則
職務に関する要望等の取扱いに関する要綱
高松市地域防災計画
職員初動マニュアル
高松市水防計画
高松市外部監査契約に基づく監査に関する条例
高松市事務事業評価要綱
行政評価システム
第4次高松市行財政改革計画
財政運営指針
予算編成過程の公開
補助金・交付金一覧公開
高松市補助金等交付規則
高松市パブリック・コメント手続要綱
高松市市民の役割分担見直しおよびアウトソーシング検討基準
高松市外郭団体の運営等指導基準
高松市補助金等交付システム見直し基準
高松市受益者負担見直し基準
高松市公共施設管理運営基準

第5章 連携・協力
§30 近隣自治体との協力
道州制を睨んだ連携
危機連携協力
商圏交流
広域連携
国・県との協力
? 国際交流
経済を伴う交流
ここで国際を謳うのは都市特性にあってる?

第4章に關係する主な制度
高松市議会議員政治倫理条例
高松市議会委員会条例
高松市議会会議規則
高松市議会政務調査費の交付に関する条例

第6章 その他
§31 本条例の推進
各条例への反映と進捗
検討機関
§32 改正・見直し
見直し期間を定める?
推進体制がないと形骸化するが、組織として実行能力を付担保できる?

第5章に關係する主な制度
香川大学との連携事業
高松・帯広 愛と幸福の都市交流事業
西日本中央連携軸沿線都市連携事業
香川中央拠点都市整備事業
香川県・高松市政策連携会議
国際会議誘致推進事業
セント・オースバーグ市・トゥル市・南昌市との都市提携周年記念事業